

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	事務組織及び機構の取扱い	関係項目	
調 整 の 内 容	1. 新市における4町の庁舎は、本所、総合支所として有効活用するとともに、住民サービスが低下しないよう総合窓口業務を各庁舎で行う。 2. 事務組織及び機構は、効率的で住民に分かりやすく利用しやすいものとする。 3. 新市移行後においても、効率的で機能的な組織のあり方を検討する。		

説 明 資 料				
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
町長部局 1. 総務課 2. 財務課 3. まちづくり政策課 4. 税務課 5. 住民サービス課 6. 福祉保健サービス課 7. 農林課 8. 商工観光課 9. 建設課 10. 上下水道課 11. 会計課 11課 上記以外 1. 教育委員会 総務学校教育課 生涯学習振興課 町民スポーツ課 2. 議会事務局 3. 選挙管理委員会事務局 4. 農業委員会事務局 5. 監査委員事務局	町長部局 1. 総務課 2. 財務課 3. 保健課 4. 福祉課 5. 農林課 6. 商工観光課 7. 建設課 8. 出納室 7課1室 上記以外 1. 教育委員会 学校教育課 社会教育課 2. 議会事務局 3. 選挙管理委員会事務局 4. 農業委員会事務局 5. 監査委員事務局	町長部局 1. 総務課 2. 企画観光課 3. 財政課 4. 介護福祉課 5. 住民生活課 6. 農林課 7. 建設課 8. 水道課 9. 出納室 10. 前田支所 8課1室1支所 上記以外 1. 教育委員会事務局 2. 議会事務局 3. 選挙管理委員会事務局 4. 農業委員会事務局 5. 監査委員事務局	町長部局 1. 総務企画課 2. 財務課 3. 町民福祉課 4. 農林畜産課 5. 商工観光課 6. 建設課 7. 出納室 8. 国体準備室 9. 大阿仁支所 6課2室1支所 上記以外 1. 教育委員会 2. 議会事務局 3. 選挙管理委員会事務局 4. 農業委員会事務局 5. 監査委員事務局 6. 病院	1. 新市における4町の庁舎は、本所、総合支所として有効活用するとともに、住民サービスが低下しないよう総合窓口業務を各庁舎で行う。窓口業務は引き続き検討する。 2. 事務組織及び機構は、効率的で住民に分かりやすく利用しやすいものとする。事務組織は「部制」を基本に検討する。 3. 新市移行後においても、効率的で機能的な組織のあり方を検討する。

注 総合支所で行う業務は、現時点の想定であり、確定したものではありません。

総合支所で行う業務（案）について

合併時に住民サービスの低下を招かないよう、各総合支所にて次の業務を行う。

総合支所方式

本 庁
議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査事務局 総務・企画部門（総務、企画、人事、財政） 地域づくり関係、住民サービス関係、産業建設関係、教育関係の総括

総 合 支 所	総 合 支 所	総 合 支 所	総 合 支 所
<p>【総務・地域づくり関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域振興、地域づくりに関すること ・地域における消防、防災、交通安全に関すること ・支所内部の庶務に関すること <p>【住民サービス関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍、住民票等に係る各種届出、証明に関すること ・国民健康保険、老人保健、介護保険に関すること ・社会福祉及び保健事業に関すること ・環境衛生に関すること ・税関係に関すること ・税、公金等の収納に関すること ・その他住民生活に密着したサービスの窓口、相談に関すること <p>【産業建設関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の農林業振興に関すること ・商工業、観光振興に関する事務 ・市道、農林道、橋りょう等の維持管理に関すること ・地域の上下水道、簡易水道等の維持管理に関すること ・公営住宅等の入退去及び維持管理に関すること ・その他住民生活に密着した事業の窓口及び相談に関すること <p>【教育関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育及びスポーツの振興に関する事務 ・教育関連施設の維持管理に関すること ・児童生徒の就学、転入出に関すること ・その他教育に関する窓口及び相談に関すること 	同左	同左	同左

説明資料

組織に関する法令

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

（都道府県の局部・分課及び市町村の部課）

第158条

7 市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な部課を設けることができる。

この場合においては、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に適合し、かつ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。

（支庁・地方事務所・支所等の設置）

第155条

1 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

用語解説

支所

市町村内の特定区域を限り、主として市町村の事務全般にわたって事務をつかさどる事務所。

出張所

住民の便宜のために、市役所又は町村役場まで出向がなくても済む程度の事務を処理するために設置する、いわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長とする場所。

説明資料

内 容

協議会名 ()内は新市名称	調整内容	
秋田県内の合併協議会の事例 仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会 (にかほ市)	新市の事務組織及び機構については、次の方針に従い整備する。 3町の役場庁舎は、分庁舎として有効活用するとともに、各庁舎に住民サービスが低下しないよう、総合窓口を設ける。 事務組織及び機構は、効率的で住民に分かりやすく、利用しやすいものとする。 新市に移行後、管内の状況及び社会状況に合わせて、組織のあり方を検討する。	確認
本荘由利一市七町合併協議会 (由利本荘市)		
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会 (美郷町)	事務組織及び機構の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 新町の組織については、住民サービスが低下しないよう十分に配慮する。 2. 新町の組織・機構の整備方針については、次のとおりとする。 (1) 住民が利用しやすく、住民の声を反映することができる組織・機構 (2) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構 (3) 新町建設計画が円滑に遂行できる組織・機構 (4) 行政課題や緊急時に即応できる機能的な組織・機構	確認

説明資料

内 容

協議会名 ()内は新市名称	調整内容	
大曲仙北合併協議会 (大仙市)	新市における事務組織及び機構については、合併協議会で決定された事項を踏まえながら、以下の「整備方針」に基づき整備するものとする。 【整備方針】 1. 住民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構 2. 住民の声を適正に反映することができる組織・機構 3. 簡素で効率的な組織・機構 4. 迅速な意思決定が可能な組織・機構 5. 指揮命令系統及び責任の所在が明確な組織・機構 6. 新市建設計画や新たな行政課題に対応できる組織・機構	確認
田沢湖・角館・西木合併協議会		
湯沢雄勝合併協議会 (湯沢市)		
天王町・昭和町・飯田川町合併協議会 (潟上市)		
秋田市・河辺町・雄勝町合併協議会 (秋田市)	1. 現在の河辺町役場および雄勝町役場は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づく出先機関とする。 2. 出先機関の組織については、合併時の特殊事情に鑑み、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。また、住民生活に直接影響を与えない管理部門は早期に統合する。 3. 附属機関については、各種事務事業の調整協議の内容を踏まえ、所要の措置を行うものとする。	確認

秋田県内の合併協議会の事例

説明資料			
内 容			
	協 議 会 名 ()内は新市名称	調 整 内 容	
秋田県内の合併協議会の事例	横手平鹿合併協議会	<p>1.新市の事務組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮するものとする。</p> <p>2.新市の事務組織及び機構については、次の方針により合併までに整備するものとする。</p> <p>(1) 合併前の市役所・町村役場を有効活用できる組織・機構</p> <p>(2) 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構</p> <p>(3) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構</p> <p>(4) 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構</p> <p>(5) 簡素で効率的な組織・機構</p>	確 認
	五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会		
	大館市・田代町合併協議会		